

事務連絡  
令和8年4月7日

市内 指定障害福祉サービス等事業者 管理者 各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

障害福祉サービス等情報公表制度に係る障害福祉サービス等事業者経営情報の申請に係る承認時期等について（通知）

日頃から、本市障害保健福祉施策に御尽力いただきありがとうございます。

障害福祉サービス等事業者による都道府県知事等への障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限は、原則、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則及び児童福祉法施行規則の規定に基づき、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うものとしておりますが、経過措置として、「令和6年度決算情報」の報告は、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限を令和8年3月31日までとし、これまで通知等行ってきたところです。この申請をいただいたものに対する承認の時期及び申請内容に関し、以下のとおりお知らせします。

#### 1 申請内容の承認時期について

令和8年3月31日までに令和6年度決算情報を報告いただいているものについては、令和8年5月31日までに確認を行い、順次承認等の作業を進めてまいります。その際、以下（1）、（2）に該当するものについては、令和8年3月31日までに報告をいただいていることから、今後修正のやり取りが生じた場合であっても、受付時期としては令和8年3月31日までに報告があったものとして取り扱いますのでお知らせします。

（1）詳細情報及び経営情報について、既にシステム上で申請しているが、承認がまだされていないもの。

（2）一度申請をしたが、差し戻し状態になっているもの。

なお、令和8年3月末までに経営情報の報告がなされなかったものについては、これまでに複数回にわたりお知らせしてきたとおり、未報告の時点（令和8年4月1日）に遡って減算の対象となりますのでご注意ください。

## 2 申請内容について

障害福祉サービス等情報公表制度には「詳細情報」と「経営情報」のいずれも申請いただく必要がありますが、内容に誤りがなく正しい情報であることを各法人の責任で確認いただいた上で申請いただくようお願いいたします。本市では会計期間の誤り等明らかな誤りについては差し戻し等いたしますが、基本的には申請いただいている内容を正として取り扱い、申請のとおりの内容が公表されることに御留意ください。

(問合せ先)

障害者施設指導課 事業者指導担当

電話：044-200-0082

FAX：044-200-3932